

令和4年(2022年)4月から  
18歳で成人に!

# 子どもと一緒に考えよう、 消費者トラブル



～令和4年(2022年)4月1日から18歳で成人に～

# 若者が消費者トラブルに遭わないように、 成人になることについて、 家族でしっかり話し合しましょう。

未成年者が保護者の同意なく結んだ契約は、原則取り消すことができますが、成人になると未成年者契約取消権による保護はありません。

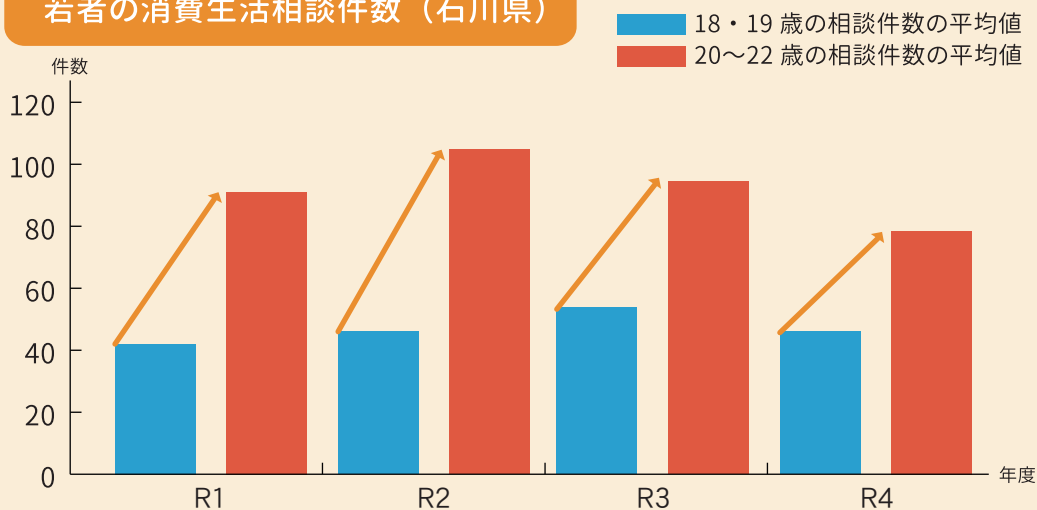
令和4年(2022年)4月から成年年齢が引き下げられたことで、18歳、19歳の若者は、保護者の同意がなくても自由に契約ができるようになる反面、未成年者契約取消権による保護の対象外となりました。

社会的経験に乏しく、法的な保護のない新成人を狙い打ちにする悪質な事業者もいることから、トラブルに遭わないため、日々の心構えが大切です。



成人になると消費者トラブルに遭いやすくなります。

## 若者の消費生活相談件数(石川県)



(出典：(独)国民生活センター消費生活相談データベース(PIO-NET)より)

## 若者に特徴的な消費者トラブル



マルチ商法  
・ネットワークビジネス



SNS



エステ

消費者トラブルの具体的な事例をチェック!(P2～4)



# マルチ商法・ネットワークビジネス

販売組織から勧誘を受け、商品(化粧品、健康食品、投資用 DVD 教材など)を買い取り、次は自分が勧誘者となってその商品の買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る取引形態です。成人直後に友人や同僚等から勧誘されることが多く、若者のトラブルが多くなっています。

1



久しぶりに先輩から連絡があり、会うことに。

2



誰でも儲かる「いいバイト」の話を持ちかけられたが、少し怪しい。

3



商品(化粧品)を買い取り、それを知人に売るというネットワークビジネス。絶対に儲かるというが、本当かな？

4



先輩に悪くて断り切れず、契約書にサイン。

5



商品を買取るお金はローンで借りて、将来の儲けで返済することに...

6



知人に勧めてみたものの全然売れず、ローンも返済できず、借金と在庫の山が...

～なぜ、消費者トラブルに遭ってしまったのか～

保護者からお子さんに伝えていただきたいこと

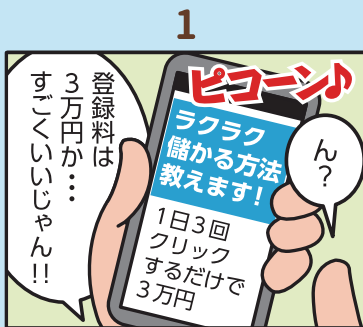
- 「誰でも儲かる」、「絶対に儲かる」というビジネスは存在しません。  
**セールストークに乗せられない!**
- 将来の不確かな儲けをアテにして安易にローンを組んで契約すると、借金の返済に苦しむことになります。  
**すぐに契約せず、困ったら相談!**





# SNSをきっかけとしたトラブル

副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売される情報のことを「情報商材」と言います。SNSを通じた勧誘等をきっかけに、簡単に高額な収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って儲からないというトラブルが多くなっています。



1日3回クリックするだけで簡単に3万円稼げるというラクラク儲かるバイトの勧誘!



甘い言葉につられて登録してみたものの、やり方が分からず、電話で問い合わせ。



やり方は教えてくれない、徹底サポートの契約と効率アップツールの購入でさらに儲かると勧められる。



サポート契約等のお金がないという、半年で元が取れるからと勧められローンで借りることに...



効率アップツールの使い方が分からず問い合わせると、「マニュアルをお読みください」の一言だけ。



期待したサービスは受けられず、借金だけが残ることに...

～なぜ、消費者トラブルに遭ってしまったのか～

保護者からお子さんに伝えていただきたいこと

- SNSを通じた勧誘や広告をうのみにするのは危険です。  
**知らない人の急接近には要注意!**
- 簡単に高額収入を得られるビジネスは存在しません。  
**セールストークに乗せられない!**





# エステの強引な勧誘

無料やお試し体験の広告を見て店舗に行き、体験後に「継続して通えば効果的」、「クレジットの分割払いなら無理なく支払える」などと高額な契約をしつこく勧められたり、「今ならキャンペーンで割引価格」といって急かされて契約をしてしまい、トラブルになるケースがあります。

1



無料エステ体験の広告を見つけ、試しに行ってみることに。

2



体験コースでとてもいい気持ちになったが、そのまま帰してくれず…

3



今ならキャンペーンで半額と勧誘が始まり、なかなか帰してくれない。

4



お金がないという、「クレジットで分割なら月2万円」、「キャンペーンは今日まで」と契約するまで強引な勧誘がつづく。

5



仕方なくクレジットで契約すること…

6



仕事が忙しくてエステにも行けず、毎月2万円の支払いも積み重なると大きな額に…

～なぜ、消費者トラブルに遭ってしまったのか～

## 保護者からお子さんに伝えていただきたいこと

- 「お試しで無料」と言われても、勧誘が目的です。  
**断るときはきっぱりと!**
- 毎月の支払額は少なく思えても、積み重なると大きな額になります。  
**契約するなら総額で考える!**



# トラブルに遭わないための**五カ条**

これまで見てきたような消費者トラブルに遭わないためには、次の五カ条を守ることが大切です。とくに、すぐに人を信用してしまう人、相手に嫌われたくないために「NO」が言えない人、契約を簡単に考えてしまう人などは要注意です。

**第一条** 知らない人の急接近には要注意！  
親しげな態度や SNS のやりとりだけで相手を信用してはダメ。  
電話やメールでの呼び出しに応じたり、自分や友人の個人情報を教えることはキケン。

**第二条** 断るときはきっぱりと！  
あいまいな返事は相手の思うツボ。断るときは「いいません」、「お断りします」ときちんと伝える。

**第三条** セールストークに乗せられない！  
「ただいまキャンペーン期間中」、「あなただけ特別に…」、「月々たったの…」などのセールストークにだまされない。

**第四条** 契約するなら総額で考える！  
「クレジットなら払えるよ」とすすめられても、総額がいくらになるのか、長期にわたって最後まで払えるかをちゃんと見極める。

**第五条** すぐに契約せず、困ったら相談！  
その場では契約せず、家族や友人に相談する。困った場合は、すぐに最寄りの相談窓口相談する。

消費者トラブルに関する最新情報はここから！



- ・石川県消費生活支援センター  
～石川県の消費生活情報はここから！～
- ・消費者庁「18歳から大人」特設ページ
- ・(独)国民生活センター  
～くらしの総合窓口 最新情報がいろいろ！～
- ・金融庁 中学生・高校生のみなさんへ  
～経済や金融について学ぼう！～
- ・知るぽると(金融広報中央委員会)  
～お金やカードについて学ぼう！～

登録無料

メールマガジン  
「消費生活ほっと情報」  
配信中！

消費者トラブルの最新  
情報などを月2回程度、  
電子メールでお届け



登録はこちら

# こんな時にはクーリング・オフ！

**クーリング・オフ** (Cooling off) とは、訪問販売などで買った商品などが本当に必要かどうかを冷静に考える期間(クーリング・オフ期間)を設けた、法律上の制度のことです。期間内であれば、消費者が無条件でその契約を解除できます。解除の理由は問いません。

## クーリング・オフができる取引類型と期間

取引類型		期間
1. 訪問販売	販売員が訪問するなど店舗外で商品やサービスを購入させる販売方法 (アポイントメントセールス *1 やキャッチセールス *2 などの不意打性の高い勧誘方法での店舗内または店舗外での販売方法も含む)	8日間
2. 電話勧誘販売	事業者が勧誘電話をかけて、商品やサービスを購入させる販売方法	
3. 特定継続的役務提供	次に示す7つのサービスで、契約期間及び契約金額が一定の条件を満たすもの ①エステティック ②美容医療 ③語学教室 ④家庭教師 ⑤学習塾 ⑥パソコン教室 ⑦結婚相手紹介サービス	
4. 訪問購入	事業者が自宅などを訪れて、貴金属などの物品を買い取る取引	
5. 連鎖販売取引 (マルチ商法)	個人を会員として勧誘し、さらに次の会員を勧誘させ連鎖的に拡大していく商品・サービスの契約	20日間
6. 業務提供誘引販売取引 (内職商法)	仕事を紹介するので高収入を得られるなどと勧誘し、仕事のために必要と言って商品やサービスを購入させる販売方法	

⚠️ **クーリング・オフは「店舗販売」及び「通信販売」には原則適用されません。その他にも適用除外の条件が規定されております。詳しくは、消費生活支援センターホームページをご参照ください。**

クーリング・オフの手続方法  
(消費生活支援センターHP)



- \*1. アポイントメントセールス：電話などで販売目的を告げずに店舗等に呼び出して販売すること
- \*2. キャッチセールス：街頭などで販売目的を告げずに声をかけ、店舗等に同行させて販売すること

未成年者による契約は原則取り消せますが、取消ができない場合もあります。

- × 契約金額の総額が小遣いの範囲内である場合
- × 結婚している場合
- × 「成年だ」、「親が同意している」などとウソをついて契約した場合など



それでも消費者トラブルに遭ってしまったときや、事業者から勧誘を受けて不安に思ったときなど

# 困ったときは、すぐ相談！

毎日の生活の中で「あれっ?」「困った!」と思ったときには、  
一人で悩まずにご相談ください。恥ずかしがらずに気軽に利用しましょう。

秘密厳守

相談無料

※相談は無料ですが、通話料金が発生します。

## 相談するときのポイント

- ✓トラブルかも?と思ったらすぐに相談する
- ✓できるだけ契約した本人が相談する
- ✓契約書などの証拠書類をそろえておく

全国  
共通

## 消費者ホットライン (188)

消費者ホットラインは、お住まいの市町の消費生活相談窓口、  
県消費生活支援センター、国民生活センターのいずれかの相談窓口と  
つながります。(郵便番号をお聞きしますので、事前にご確認ください。)

消費者庁 消費者  
ホットライン 188  
イメージキャラクター  
イヤヤン

### 県内の消費生活相談窓口一覧

自治体名	相談窓口	所在地	相談電話
石川県	消費生活支援センター	金沢市幸町 12-1 石川県幸町庁舎 3 階	☎ 076-255-2120
金沢市	近江町消費生活センター	金沢市青草町 88 近江町いちば館 5 階	☎ 076-232-0070
七尾市	消費生活センター	七尾市袖ヶ江町イ 25	☎ 0767-53-1112
小松市	消費生活センター	小松市小馬出町 91	☎ 0761-24-8071
加賀市	消費生活センター	加賀市大聖寺南町ニ 41	☎ 0761-72-7857
羽咋市	消費生活センター	羽咋市旭町ア 200	☎ 0767-22-5941
かほく市	消費生活センター	かほく市宇野気ニ 81	☎ 076-283-7144
白山市	消費生活センター	白山市倉光 2-1	☎ 076-274-9507
能美市	消費生活センター	能美市来丸町 1110	☎ 0761-58-2248
野々市市	消費生活センター	野々市市三納 1-1	☎ 076-227-6054
川北町	福祉課	能美郡川北町字壱ツ屋 196	☎ 076-277-8388
津幡町	消費生活センター	河北郡津幡町字加賀爪ニ 3	☎ 076-288-2104
内灘町	住民課	河北郡内灘町字大学 1-2-1	☎ 076-286-6701
志賀町	商工観光課	羽咋郡志賀町末吉千古 1-1	☎ 0767-32-9341
宝達志水町	税務住民課	羽咋郡宝達志水町子浦そ 18-1	☎ 0767-29-8120
中能登町	企画課	鹿島郡中能登町末坂 9 部 46	☎ 0767-74-2806
奥能登広域圏事務組合※	奥能登広域消費生活センター	輪島市三井町洲衛 10-11-1	☎ 0768-26-2307
輪島市	市民課	輪島市二ツ屋町 2-29	☎ 0768-23-1131
珠洲市	市民相談室	珠洲市上戸町北方 1-6-2	☎ 0768-82-7760
穴水町	環境安全課	鳳珠郡穴水町字川島ラの 174	☎ 0768-52-3770
能登町	住民課	鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50-1	☎ 0768-62-8510

※輪島市・珠洲市・穴水町・能登町在住の方が利用できます。

ホームページでもご覧いただけます→  
(お子さん向けにホームページでの啓発も行っています。)  
子どもと一緒に考えよう、消費者トラブル

